○人とする。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に〇・六〇七を乗じて得た数で除して得た率

10　前項の算式の符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された平成二十八年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

11　第九項の算式の符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した平成二十八年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

［12　略］

13　市町村の経費に係る普通態容補正係数は、次項から第二十項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（地域振興費に係る普通態容補正係数にあつては当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正係数にあつては、〇・八七四に満たないときは〇・八七四）とする。

［一・二　略］

［14　略］

15　「港湾費」、「小学校費」、「中学校費」及び「高等学校費」に係る普通態容補正係数並びに「その他の教育費」、「農業行政費」及び「林野水産行政費」に係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の地域手当の級地につき、別表第一（給与差等）に定める率とする。

16　「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B+C+D+E}{5{,}140\text{円}\times A}$$

5,140円×Aに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の算式によつて算定した額

算式

$$6{,}652\text{千円}\times b_1\times\{(b_2\times b_3)+b_4\}$$

$(b_2\times b_3)$に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$b_1\times\{(b_2\times b_3)+b_4\}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

b_1　当該年度の5月1日現在における当該指定都市の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第1項及び第4条第2項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第1条に規定する学級編制の標準により編制した場合における

○人とする。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に〇・六三六を乗じて得た数で除して得た率

10　前項の算式の符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された平成二十七年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

11　第九項の算式の符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した平成二十七年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

［12　同上］

13　市町村の経費に係る普通態容補正係数は、次項から第十九項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（地域振興費に係る普通態容補正係数にあつては当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第十九項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正係数にあつては、〇・八六九に満たないときは〇・八六九）とする。

［一・二　同上］

［14　同上］

15　「港湾費」、「小学校費」、「中学校費」、「高等学校費」、「その他の教育費」、「農業行政費」及び「林野水産行政費」に係る普通態容補正係数は、当該市町村の地域手当の級地につき、別表第一（給与差等）に定める率とする。

［新設］